

河口湖漁業協同組合遊漁規則の変更について

変更の概要	遊漁料金の変更
-------	---------

新旧対照表（下線：変更部分）

変更案				現行規則			
河口湖漁業協同組合内共第14号第五種共同漁業権遊漁規則				河口湖漁業協同組合内共第14号第五種共同漁業権遊漁規則			
第1～3条 略				第1～3条 略			
(遊漁料の額及び納付の方法)				(遊漁料の額及び納付の方法)			
第4条 第2条で掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所（南都留郡富士河口湖町河口2985番地）又は、別表に定める場所において納付するとき（前売り）または、遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次の表のとおりとする。				第4条 第2条で掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所（南都留郡富士河口湖町河口2985番地）又は、別表に定める場所において納付するとき（前売り）または、遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次の表のとおりとする。			
漁具・漁法	魚種	期間	遊漁料（消費税込）	漁具・漁法	魚種	期間	遊漁料（消費税込）
竿釣り	わかさぎ・ふな・うなぎ・ おいかわ にじます・おおくちばす・ こい	1日	前売り <u>880</u> 円 現場売り <u>1,380</u> 円	竿釣り	わかさぎ・ふな・うなぎ・ おいかわ にじます・おおくちばす・ こい	1日	前売り <u>850</u> 円 現場売り <u>1,350</u> 円
		3ヶ月	<u>3,660</u> 円			3ヶ月	<u>3,600</u> 円
		1年	<u>11,000</u> 円			1年	<u>10,800</u> 円
第4第2項～第3項 略				第4第2項～第3項 略			
第5条～第8条 略				第5条～第8条 略			
様式1-(1) 様式1-(2) 略				様式1-(1) 様式1-(2) 略			